

1 調査名称：観音寺都市計画街路網見直し業務委託

2 調査主体：観音寺市

3 調査圏域：観音寺都市圏

4 調査期間：平成21年度

5 調査概要：観音寺市では、平成17年10月に1市2町により合併、これにあわせて平成19年より都市計画マスタープランの見直しを行ってまいりました。この中で、わかりづらい道路網の解消、円滑な交通流の向上、人と環境に配慮した交通体系の構築を目指しています。また、香川県でも、都市計画区域マスタープランや基礎調査を実施してきました。そこで、今回区域マスタープランや基礎調査等にあわせて総合的に幹線道路網の見直しを実施する。

I 調査概要

1 調査名 観音寺都市計画街路網見直し

2 報告書目次

1. 業務概要

1. 1 業務名称

1. 2 業務目的

1. 3 業務内容

(1) 都市計画道路の現状整理

(2) 上位計画の整理

(3) 見直し対象路線の抽出及び選定

(4) 廃止・変更路線の選定及び確認

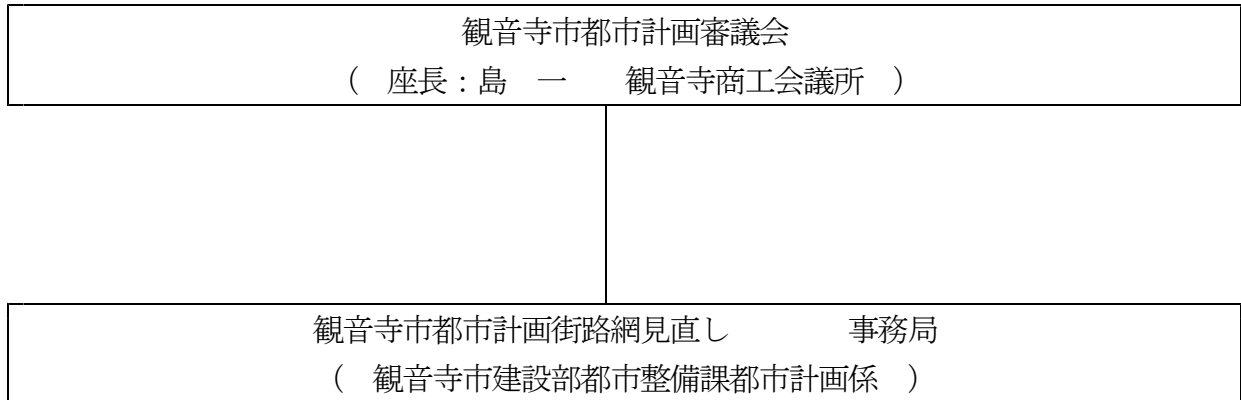
(5) 都市計画変更協議図書の作成

1. 4 業務組織

1. 5 都市計画道路の都市計画道路見直しの経緯

1. 6 成果品の内容及び部数

3 調査体制



4 委員会名簿等：

観音寺市都市計画審議会委員名簿

(平成22年3月7日現在)

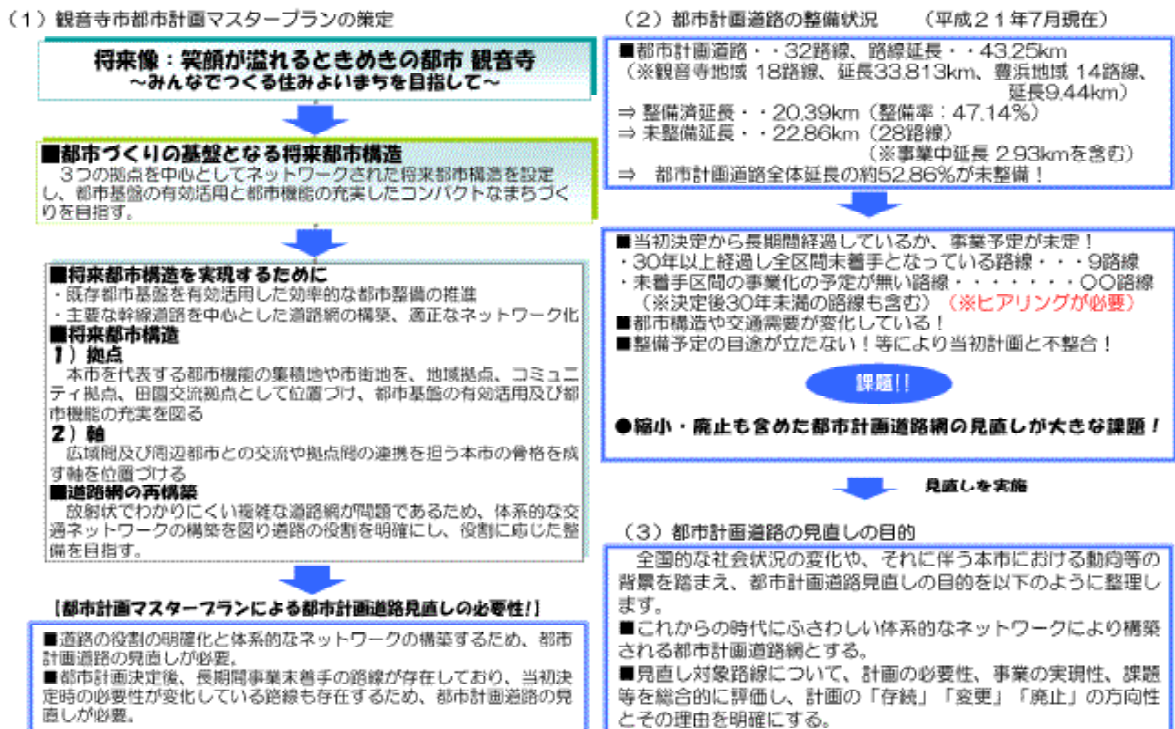
委員の区分	氏 名	役 職 名
第2条第1項 第1号委員 識見者	島 一	観音寺商工会議所
	森川光典	観音寺市農業委員会
	久保 等	観音寺市自治会連合会
	久保田 隆	大豊商工会
	白川智洋	観音寺市社会福祉協議会
	平岡育子	大野原婦人会
	高原美都子	観音寺市女性団体連合会
第2条第1項 第2号委員 市議会議員	森谷政義	市議会議員
	黒川健太郎	市議会議員
	篠原重寿	市議会議員
	大矢一夫	市議会議員
	安藤康次	市議会議員

II 調査成果

1 調査目的

合併後の市が目指す新たな将来都市像に配慮した交通体系を構築する。また、本市の非常にわかりづらい道路の特性や複雑な道路網の解消と併せて、長期未着手の都市計画道路の必要性を検証し、変更・廃止を含めた見直し方針を立案する基礎資料を作成する。

2 調査フロー



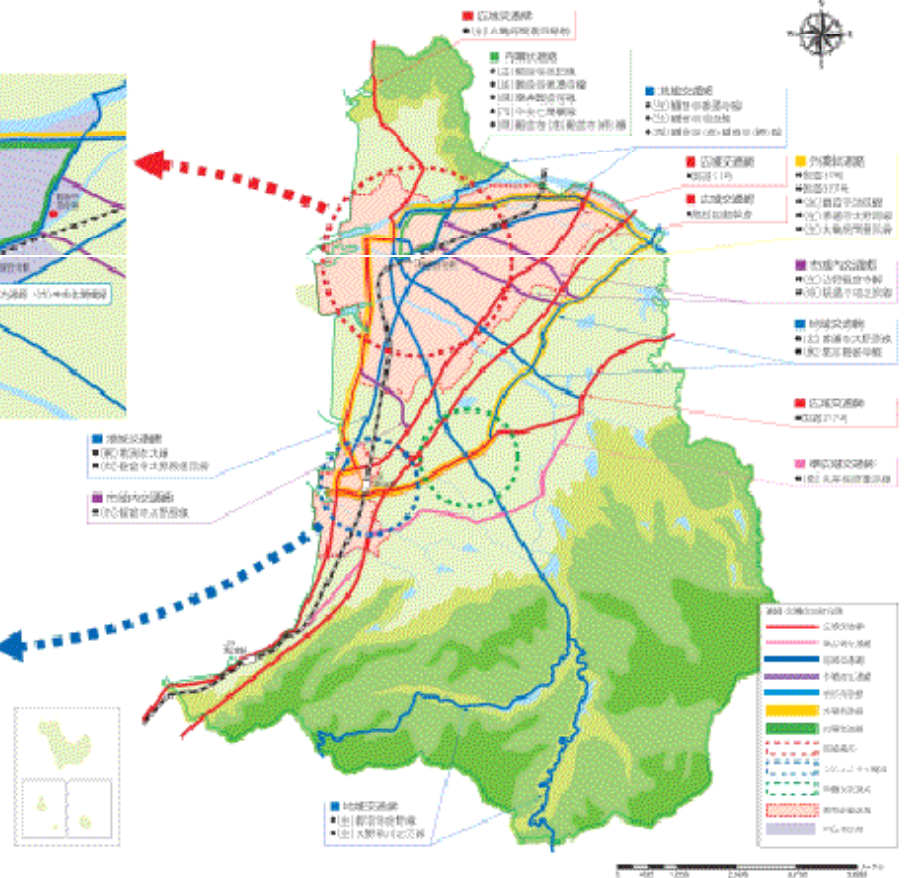
3 調査圏域図

【道路・交通の方針】

●地域構造の空間的展開



●中心部・拠点（地区内道路）



4 調査成果

観音寺市都市計画道路の見直しについて

平成22年3月

観音寺市 都市整備課

目 次

1. 都市計画道路見直しの背景と目的	
1-1 はじめに	1
1-2 都市計画道路の見直しの背景	1
1-3 観音寺市における見直し検討の目的	2
2. 都市計画道路見直しの進め方	
2-1 見直しの進め方	5
2-2 主な検討内容	5
2-3 都市計画道路見直し対象路線抽出表	6
2-4 都市計画道路見直し対象路線抽出結果	8
3. 観音寺市の道路網骨格形成の考え方	
3-1 将来道路網骨格形成モデル図	10
3-2 観音寺地区将来道路網骨格形成モデル図	11
3-3 豊浜地区将来道路網骨格形成モデル図	12
4. 都市計画道路見直し結果（案）	
4-1 都市計画道路見直し結果（案）（観音寺地域）	13
4-2 都市計画道路見直し結果（案）（豊浜地域）	14

1. 都市計画道路見直しの背景と目的

1-1 はじめに

都市計画道路は、都市の骨格を形成する重要な路線であり、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上と、良好な都市環境を確保するために、広域的かつ長期的な視点に立って定められています。

観音寺市においても交通量の増大や良好な市街地形成等を図ることを目的に整備を進めてきました。しかしながら、都市計画決定後、長期間にわたり整備が行われていない路線も存在しており、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている可能性が考えられます。

このような状況の中、本市の都市計画に関する基本方針「観音寺市都市計画マスタープラン(21.3)」では、道路・交通の基本方針として、道路網の再構築を掲げ、体系的な交通ネットワークの構築及び道路の役割の明確化を目指すために、都市計画道路の見直しの必要性を示しています。

また、全国的にも、長期にわたり事業化されていない都市計画道路敷地に建築物を建築しようとした場合、予定する建築物の構造等により建築制限が適用され、最近では、この土地利用上の制限(私的財産権の制限)が長期間に及んでいることが問題視されつつあります。

さらに、香川県においても、平成19年3月に「香川県都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、都市計画決定から30年以上経過している都市計画道路や事業化の予定が未定となっている路線について、広域的・多面的な見地から点検・検証を行う必要性が示されています。

以上のような背景を踏まえ、観音寺市では、市域全体として主要道路網の配置等の現状把握を行い、検討・見直しの対象とする路線を抽出するとともに、それら路線の将来自動車交通量、路線機能、周辺土地利用等の観点から、その必要性について検討を行うものです。

1-2 都市計画道路の見直しの背景

(1) 「人口増加、市街地拡大」から「人口の停滞・減少、市街地拡大の収束」へ

本市の人口は、5年毎の国勢調査によると、1985年(昭和60年)には、69,308人でしたが、以降減少傾向となっており、2005年(平成17年)には、人口65,226人となっています。「観音寺市総合振興計画」にて行われた人口推計では、本市の人口は、今後も緩やかな減少傾向が見込まれ、平成29年度には59,350人程度とすることが予想されています。

(2) 交通需要の変化

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大とあわせて、モータリゼーションの進展という社会経済情勢を背景として骨格が決定されてきました。しかしながら、今後は人口減少とともに交通需要も減少するということが予測されており、2002年(平成14年)に国土交通省が発表した交通需要予測では、2025年(平成37年)前後を境にして、交通需要は減少に転じることが推計されています。さらに、平成20年11月に国土交通省が発表した「交通需要推計」では、前回の推計よりも約13%下方修正されています。

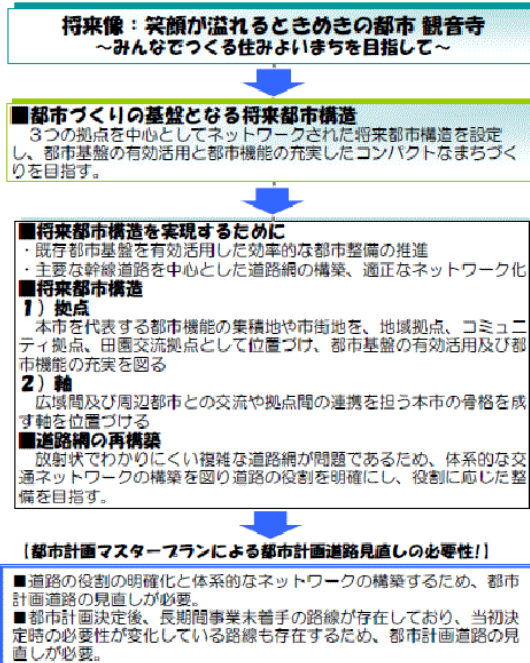
(3) 公共投資の抑制

近年、財政状況が厳しさを増しており、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち(1)国庫補助負担金の廃止・縮減、(2)税財源の移譲、(3)地方交付税の一体的な見直しなど、いわゆる三位一体の改革により、公共投資可能額は圧縮・抑制されてきています。

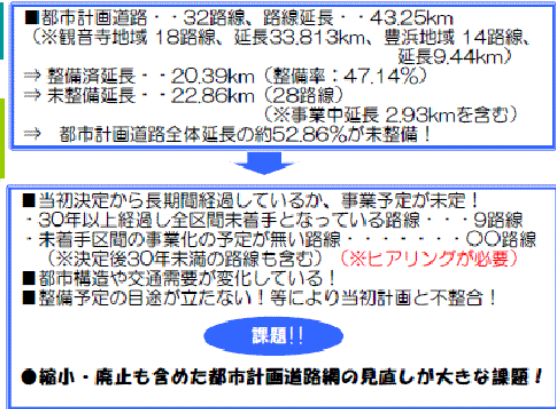
本市においても「選択と集中」の観点から、より効率的で効果的な行財政運営が求められています。

1-3 観音寺市における見直し検討の目的

(1) 観音寺市都市計画マスタープランの策定



(2) 都市計画道路の整備状況 (平成21年7月現在)



見直しを実施

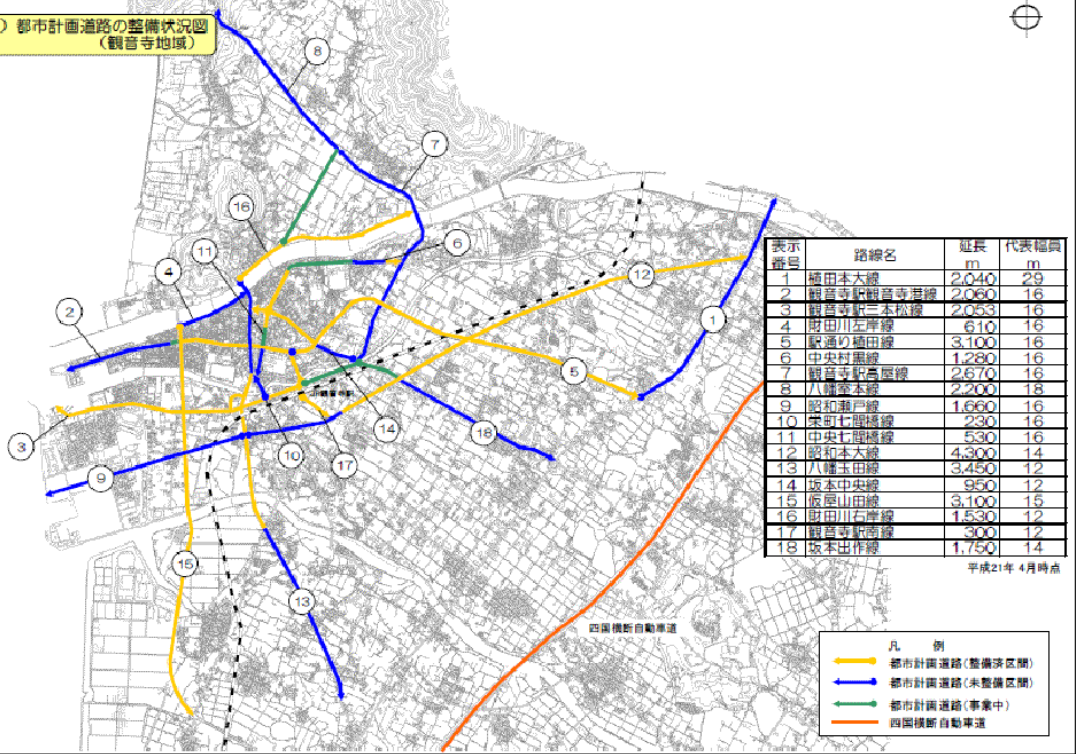
(3) 都市計画道路の見直しの目的

全国的な社会状況の変化や、それに伴う本市における動向等の背景を踏まえ、都市計画道路見直しの目的を以下のように整理します。

■これからの時代にふさわしい体系的なネットワークにより構築される都市計画道路網とする。
■見直し対象路線について、計画の必要性、事業の実現性、課題等を総合的に評価し、計画の「存続」「変更」「廃止」の方向性とその理由を明確にする。

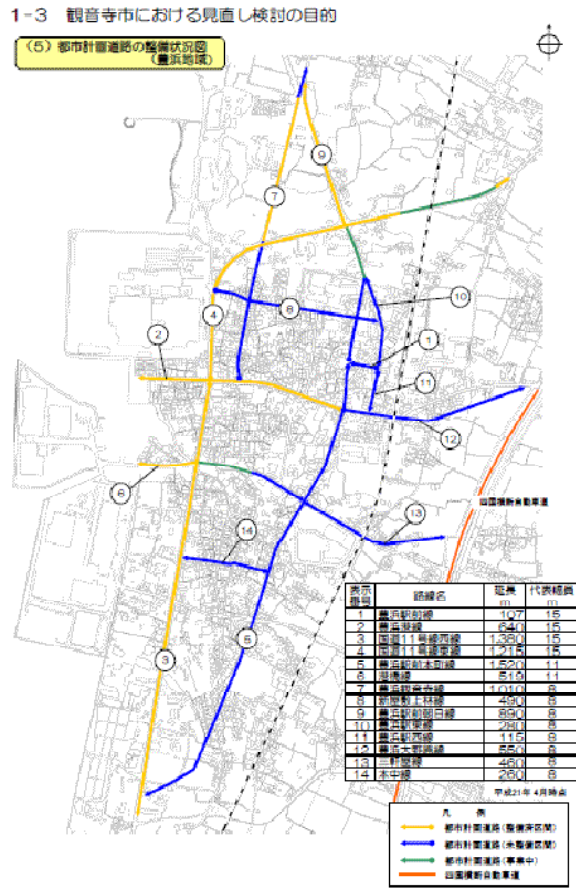
1-3 観音寺市における見直し検討の目的

(4) 都市計画道路の整備状況図 (観音寺地域)



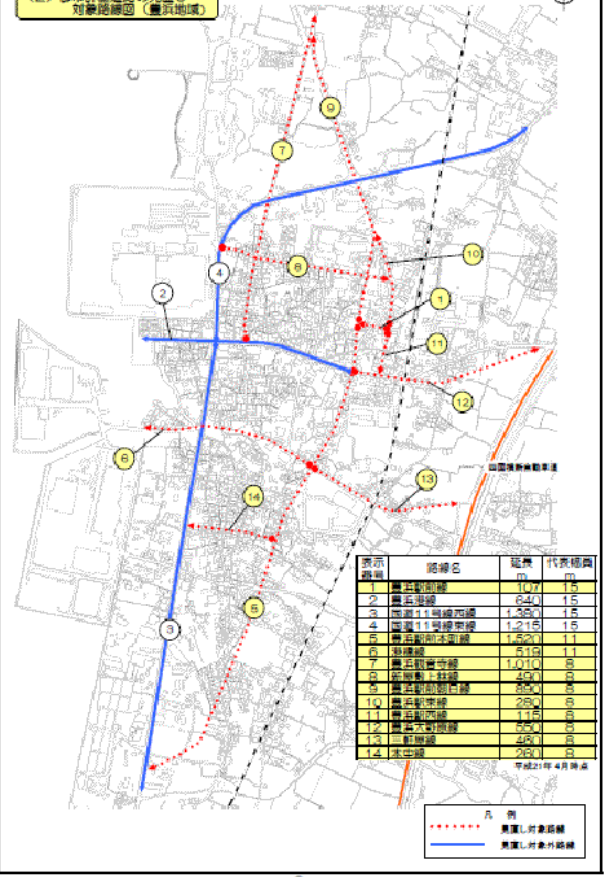
1-3 観音寺市における見直し検討の目的

(5) 都市計画道路の整備状況図 (豊浜地域)



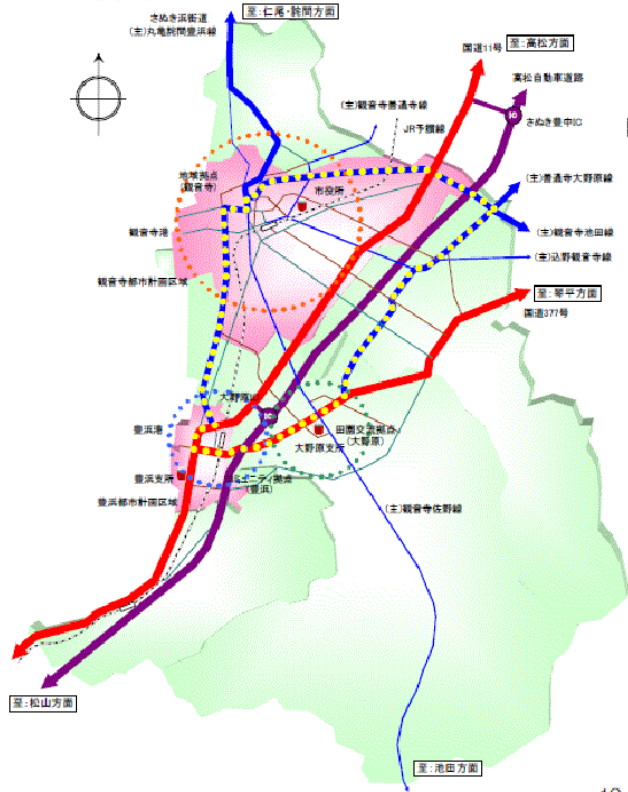
2-4 都市計画道路見直し対象路線抽出結果

(2) 都市計画道路の見直し対象路線図(豊浜地区)



3. 観音寺市の道路網骨格形成の考え方

3-1 将来道路網骨格形成モデル図(市全体)



道路網骨格形成、道路見直し方針

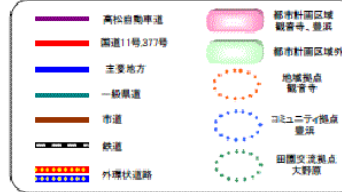
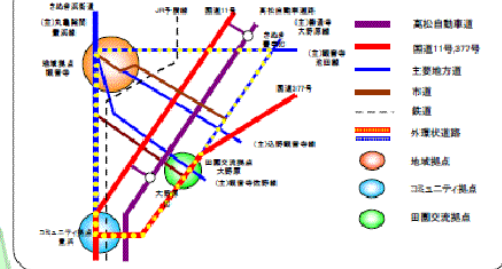
- 広域交通道路の見直し方針
 - 国道11号へのアクセス強化
 - 高松自動車道へのアクセス強化
- 拠点間連絡の道路見直し方針
 - 拠点間相互連絡の強化
 - 道路網の役割の明確化
 - 道路の機能に応じた役割の明確化
 - 体系的なネットワークの構築

都市骨格道路のモデル図

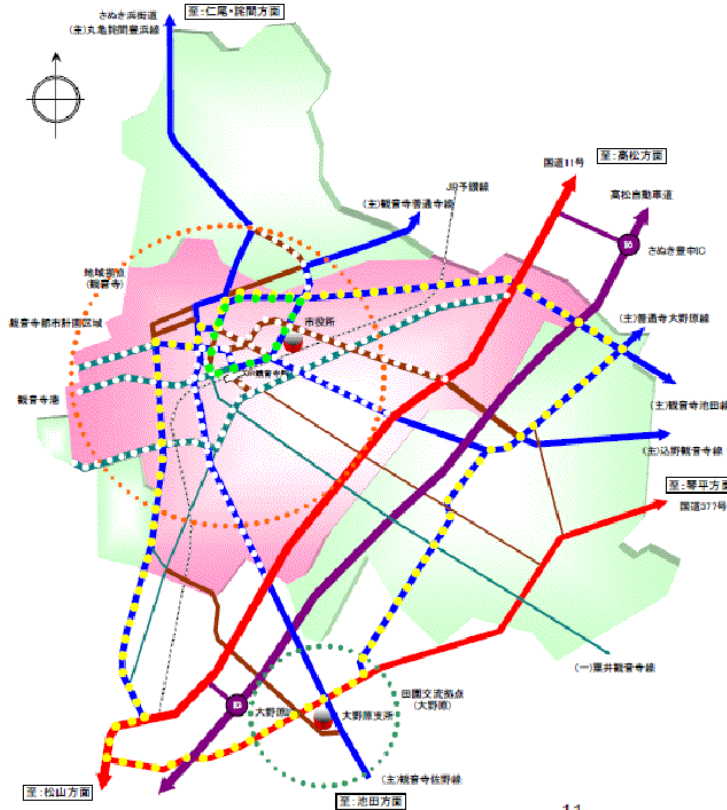
■ 広域交通道路
本市には、本市と他市町などの拠点間を連絡し、高松自動車道の補完及び主要幹線道路間の連絡など、広域交通の用に供する路線として、国道11号、国道377号、さぬき浜街道(注)丸亀院間豊浜線など)が存在する。

■ 本市の道路網構造
高松自動車道、国道11号、377号、さぬき浜街道(注)丸亀院間豊浜線など)で構成される広域交通道路を主要地方道、市道等でラダー状(梯子状)に連絡する道路網構造となっている。

■ 外環状道路
各拠点間の連絡と、ラダー状(梯子状)の主要地方道、市道等で補充されている広域交通道路である国道11号、国道377号、さぬき浜街道(注)丸亀院間豊浜線など)の一部は、外環状道路として位置づけられる。(都市計画マスタープランにて外環状道路として位置づけられている)



3-2 観音寺地区将来道路網骨格形成モデル図

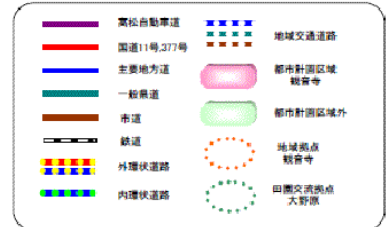


道路網骨格形成、道路見直し方針

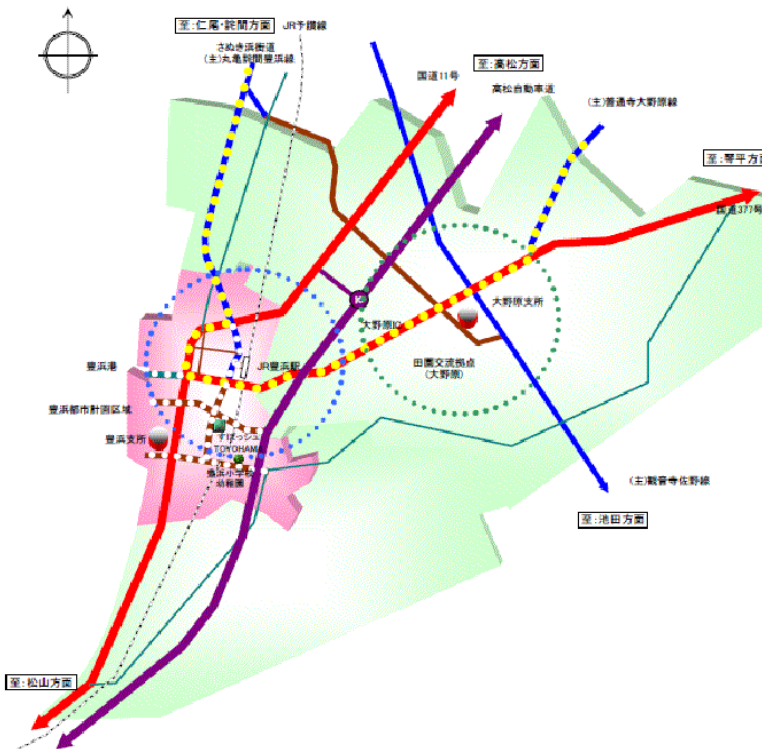
- 中心市街地の居間機能、交通分散処理機能の充実
- 広域交通道路へのアクセス充実
- 外環状道路の補完
- 実現性を検討し、規模・延長等の見直し
- 拠点間相互連携機能の強化

都市骨格道路のモデル図

- 広域交通道路
本市には、本市と他市町などの拠点間を連絡し、高松自動車道の補完及び主要幹線道路間の連絡など、広域交通の用に供する路線として、国道11号、国道377号、さぬき浜街道(主)丸亀院間豊浜線などが存在する。
- 外環状道路
各拠点間の連絡と、ラダー状(梯子状)の主要地方道、市道等で補完されている広域交通道路である国道11号、国道377号、さぬき浜街道(主)丸亀院間豊浜線などの一部。
- 内環状道路
広域交通道路や外環状道路の補完及び地域拠点観音寺の中心市街地における周辺機能や交通分散処理機能を有する道路を内環状道路として位置づける。(都市計画マスタープランにて外環状道路として位置づけられている。)
- 地域交通道路
広域交通道路、外環状、内環状道路を補完し、観音寺の各地区及び主要な施設相互間の交通を集約して処理する機能、市街地形成機能を有する道路を位置づける。



3-3 豊浜地区将来道路網骨格形成モデル図

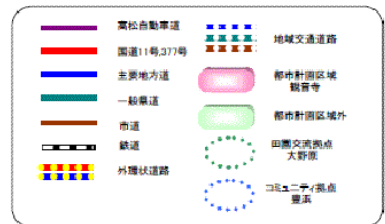


道路網骨格形成、道路見直し方針

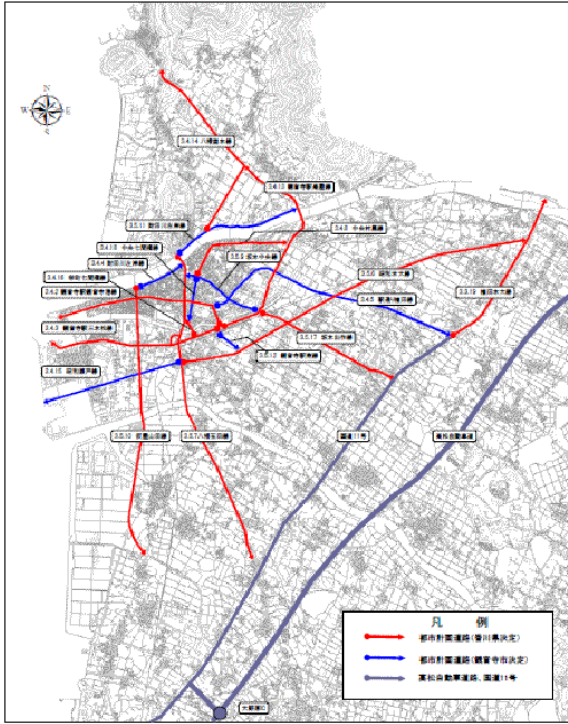
- コミュニティ拠点間の南北交通機能の強化
- 広域交通道路へのアクセス充実
- 外環状道路の補完
- 実現性を検討し、規模・延長等の見直し
- 拠点間相互連携機能の強化

都市骨格道路のモデル図

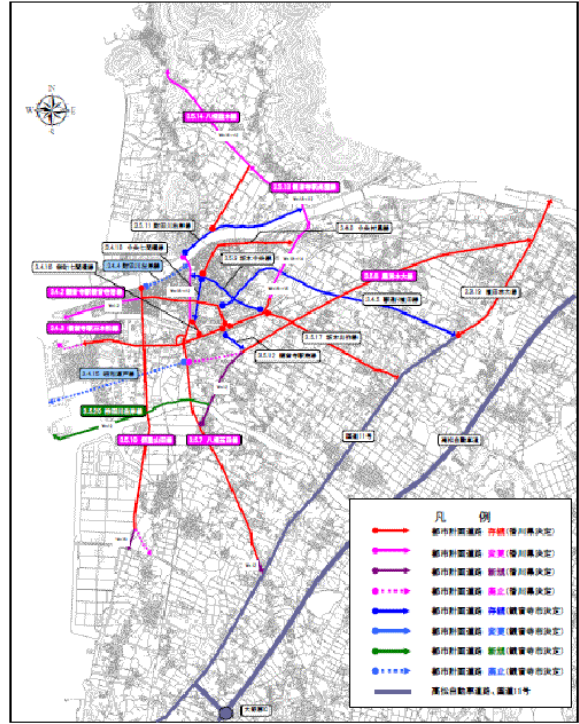
- 広域交通道路
本市には、本市と他市町などの拠点間を連絡し、高松自動車道の補完及び主要幹線道路間の連絡など、広域交通の用に供する路線として、国道11号、国道377号、さぬき浜街道(主)丸亀院間豊浜線などが存在する。
- 外環状道路
各拠点間の連絡と、ラダー状(梯子状)の主要地方道、市道等で補完されている広域交通道路である国道11号、国道377号、さぬき浜街道(主)丸亀院間豊浜線などの一部。
- 地域交通道路
広域交通道路、外環状道路を補完し、豊浜の各地区及び主要な施設相互間の交通を集約して処理する機能、市街地形成機能を有する道路を位置づける。特に、豊浜市街地内の南北の交通機能は、現状では十分とはいえないため、市街地内の南北交通機能の充実及び広域交通道路との連絡強化が必要である。



観音寺都市計画道路網図【変更前】

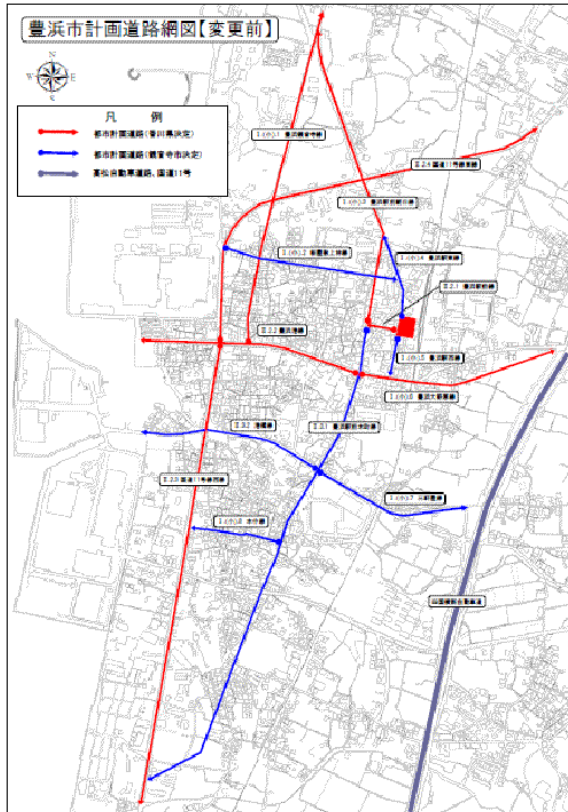


観音寺都市計画道路網図【変更後】

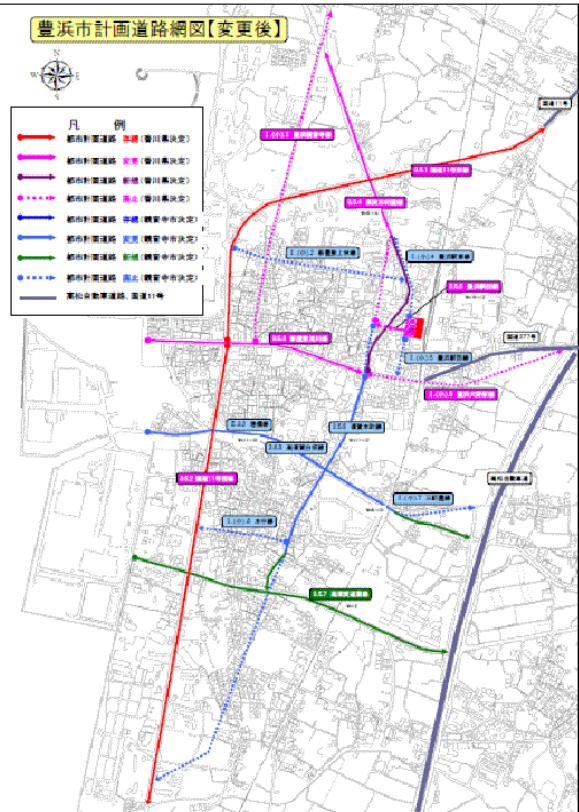


13

豊浜市計画道路網図【変更前】



豊浜市計画道路網図【変更後】



14